

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本町一丁目7番4号

 **株式会社 サンエー化研**  
代表取締役社長 櫻 田 武 志

## 第117期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第117期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.sun-a-kaken.co.jp>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会招集通知」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「サンエー化研」または「コード」に当社証券コード「4234」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご来場されない場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙またはインターネットにより、2026年6月24日（水曜日）午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時  
2. 場 所 東京都千代田区神田淡路町二丁目9番地  
株式会社損保会館 大会議室  
（末尾の「株主総会会場のご案内図」をご参照ください。）

### 3. 目的事項

- 報告事項
1. 第117期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第117期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役1名選任の件  
第3号議案 補欠監査役2名選任の件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- ◎当該書面は、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
  - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記」
  - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「重要な会計方針及びその他の注記」
- したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※ [QRコード] は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

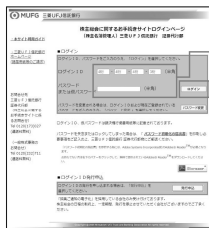
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

# 事業報告

〔2025年4月1日から  
2026年3月31日まで〕

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### 1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な企業業績を背景とした所得環境の改善やインバウンド需要の増加により、緩やかながら回復基調で推移いたしました。一方で、政策金利の引き上げによる金利上昇や、実質賃金の伸び悩みによる個人消費の落ち込みから、依然として先行き不透明な状況が続いております。

そのような状況下、当社グループの業績概況といたしましては、昨年譲り受けた保護フィルム事業の生産開始により、機能性材料部門の稼働率は上昇し収益性が改善したこともあり、増収増益となりました。

その結果、当社グループの経営成績は、売上高303億58百万円（前年同期比3.2%増）、営業利益8億37百万円（前年同期は営業損失32百万円）、経常利益10億21百万円（前年同期は経常利益90百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益9億57百万円（前年同期比299.4%増）となりました。

なお、2026年3月期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、2025年3月期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

## 2) 部門別営業の概況

次に当連結会計年度における部門別の売上高と営業概況についてご報告いたします。

### (軽包装部門)

食品用包材は、電子レンジ対応食品用包材「レンジD o!」において食品メーカーでの販売価格値上げの影響から消費者の買い控えがおこり当社の受注も減少いたしました。一方でその他の食品用包材の受注は堅調に推移いたしました。

医薬品・医療用包材は、高防湿PTP包装用フィルム「テクニフィルム」をはじめその他の医薬品向けにおいても受注が堅調に推移いたしました。

日用品等の包材は、低採算製品の受注調整や包材の形態変更に伴い受注が減少いたしました。

その結果、当連結会計年度の売上高は123億22百万円（前年同期比1.9%減）となりました。

### (産業資材部門)

紙・布へのラミネート製品は、一部顧客のテープ事業縮小の動きや、顧客の製品ユーザーにおける大規模なシステム障害の影響、海外品の流入などにより受注が減少いたしました。

剥離紙はスマートフォン向けFPC（フレキシブルプリント基板）用工程紙や自動車関連用途向け製品の受注が増加いたしました。

その結果、当連結会計年度の売上高は102億17百万円（前年同期比0.5%増）となりました。

### (機能性材料部門)

オレフィン系粘着加工品については、昨年譲り受けた保護フィルムの生産開始により受注が増加いたしました。

その他の粘着加工品は、スマートフォン・タブレット等の仕様変更やVRゴーグルの売れ行き不振の影響を受けて受注が減少いたしました。

その結果、当連結会計年度の売上高は73億45百万円（前年同期比19.6%増）となりました。

### 連結部門別売上高

部 門	売 上 高	構 成 比	前年同期比
軽 包 装 部 門	12,322百万円	40.6%	1.9%減
産 業 資 材 部 門	10,217百万円	33.7%	0.5%増
機 能 性 材 料 部 門	7,345百万円	24.2%	19.6%増
そ の 他	473百万円	1.5%	15.3%減
合 計	30,358百万円	100.0%	3.2%増

### 3) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては次のとおりであります。  
 固定資産増加分（完成工事分 5億円）

### 4) 資金調達等の状況

該当事項はありません。

### 5) 対処すべき課題

現在、わが国経済は、企業収益の改善や設備投資の持ち直しを背景に、緩やかな回復基調が続いております。特に製造業を中心に生産活動は持ち直しの動きが見られ、当社グループを取り巻く事業環境においても、需要は概ね堅調に推移いたしました。

一方で、原材料価格やエネルギーコストの高止まり、物流費の上昇などにより、当社グループの収益環境は依然として厳しい状況が続いております。このような環境のもと、当社グループでは、設備の統廃合をはじめとした生産体制の最適化や、製品価格の適正化を推進し、収益基盤の改善に取り組んでまいりました。その結果、当連結会計年度においては、営業利益が改善し、前期までの損失計上から黒字へと転換する見込みであります。従業員の安全とエンゲージメント向上を強く意識しながら、事業部門毎に以下の取り組みを行い、業績の更なる改善に努めてまいります。

#### （軽包装部門）

軽包装部門につきましては、電子レンジ対応食品包材「レンジD○！」のラインアップ拡充を進め、レトルト食品分野を中心に、周辺分野への展開も視野に入れた拡販に注力してまいります。また、非食品分野である化粧品、日用品、医療及び医薬包材においても、当社グループの技術力を活かした新製品の開発及び拡販を推進し、売上の確保に努めてまいります。

一方で、採算性を重視した製品構成の見直しや製品価格の適正化を進めた

結果、販売数量は一部で減少したものの、収益性は改善しております。今後は、付加価値製品へのシフトを一層進め、収益基盤の強化に努めてまいります。さらに、プラスチック容器包装に起因する環境課題への対応として、プラスチックボトル代替となるパウチの開発・商品化を進めるとともに、紙や生分解性プラスチックを主原料とする包材の開発、リサイクルが容易なモノマテリアル化にも積極的に取り組んでまいります。

#### (産業資材部門)

産業資材部門につきましては、原材料価格やエネルギーコストの高止まりなどにより、引き続き厳しい事業環境にあります。このような状況のもと、当社グループでは、採算性を重視した製品・取引の見直しや製品価格の適正化に取り組むとともに、生産体制の再構築を進めてまいりました。その結果、収益性は改善し、長期にわたり継続していた営業損失から脱却いたしました。

また、高い生産能力とクリーンな環境という特長を有する掛川工場WESTを中心とした生産体制への移行および設備の統廃合を進めており、今後はこれらの取り組みをさらに加速し、低コスト構造への転換を図ってまいります。

加えて、子会社であるシノムラ化学工業株式会社との連携を一層強化し、設備および人材の最適配置を進めることで、生産効率の向上と収益性の改善に努めてまいります。

#### (機能性材料部門)

機能性材料部門につきましては、需要は一部で回復の動きが見られるものの、従来分野においては依然として厳しい事業環境が続いております。このような状況のもと、当社グループでは、製品価格の適正化を進めるとともに、昨年譲り受けた保護フィルム事業につきまして、当社品への切り替えおよび生産体制の整備を進めてまいりました。

今後は、生産体制の増強を図るとともに、部材用途への展開を含め、新たな分野への拡大を進めてまいります。あわせて、生産効率や歩留まりの改善に取り組み、収益基盤の強化に努めてまいります。

なお、株主並びに関係者の皆様方には、一層のご支援とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 6) 財産及び損益の状況の推移

期 別 区 分	第 114 期 (2023年3月期)	第 115 期 (2024年3月期)	第 116 期 (2025年3月期)	第 117 期 (当連結会計年度 (2026年3月期))
売 上 高	千円 27,870,442	千円 27,521,385	千円 29,430,148	千円 30,358,082
経常利益 (△は損失)	千円 △236,702	千円 35,583	千円 90,392	千円 1,021,619
親会社株主に帰属する 当期純利益 (△は損失)	千円 △198,455	千円 348,211	千円 239,694	千円 957,360
1株当たり当期純利益 (△は損失)	円 銭 △18.13	円 銭 32.86	円 銭 23.38	円 銭 99.62
総 資 産	千円 35,611,473	千円 37,440,544	千円 37,856,617	千円 38,837,975
純 資 産	千円 20,479,156	千円 21,602,256	千円 21,020,968	千円 23,245,680
1株当たり純資産	円 銭 1,821.57	円 銭 1,955.37	円 銭 2,085.12	円 銭 2,314.69

- (注) 1. 1株当たり当期純利益 (△は損失) は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末の発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 第117期において企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第116期に係る各数値については暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。
4. 第117期の財産及び損益の状況は「1. 企業集団の現況に関する事項 1) 事業の経過及び成果」をご覧ください。

## 7) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	事 業 内 容
東邦樹脂工業株式会社	100百万円	100%	紙加工品、プラスチック製品の製造及び販売
シノムラ化学工業株式会社	40百万円	51%	紙加工品、プラスチック製品 産業用繊維の製造及び販売
灿櫻(上海)商貿有限公司 (注)	11百万人民元	100%	当社グループ製品の中国及び その周辺国への販売

- (注) 灿櫻(上海)商貿有限公司は、2026年4月15日付で9百万人民元に減資しております。

## 8) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、紙、プラスチック、金属箔等を主原材料とした、軽包装材料、剥離紙、粘着用テープ基材、表面保護フィルム等の包装材料関連製品を製造、販売しております。

軽包装部門 (食品用包材、医薬品・医療用包材、日用品等の包材)

- a. サンシール (易開封性フィルム)
- b. レンジD o ! (電子レンジ対応パウチ)
- c. 液体容器パウチ
- d. エアー緩衝材

産業資材部門 (紙・布へのラミネート製品、剥離紙)

- a. 剥離紙
- b. 布テープ基材
- c. クラフトテープ基材
- d. 重包装用基材

機能性材料部門 (オレフィン系粘着加工品、その他の粘着加工品)

- a. サニテクト
- b. P A C
- c. 粘着加工品
- d. その他の機能性材料

## 9) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

(イ) 本 社 東京都中央区

(ロ) 事 業 所

関 西 支 店	大阪市中央区
名古屋営業所	名古屋市東区
台北営業所	台湾台北市
静 岡 工 場	静岡市清水区
袋 井 工 場	静岡県袋井市
掛 川 工 場	静岡県掛川市
掛川工場WEST	静岡県掛川市
奈 良 工 場	奈良県天理市
R&Dセンター	静岡県掛川市

(ハ) 重要な子会社及び関係会社

東邦樹脂工業株式会社	栃木県下都賀郡
シノムラ化学工業株式会社	静岡県袋井市
灿櫻(上海)商貿有限公司	中国上海市

## 10) 従業員 の 状 況 (2026年 3月31日現在)

### (イ) 企業集団の従業員の状況

事業部門の名称	従業員数 (名)
軽包装部門	224 ( 33)
産業資材部門	144 ( 14)
機能性材料部門	114 ( 24)
全社 (共通)	129 ( 24)
合 計	611 ( 95)

(注) 1. 従業員数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外からの出向者を含む) であり、臨時雇用者数 (人材会社からの派遣社員を除く、常用パート) は、( ) 外数で記載しております。

2. 全社 (共通) として、記載されている従業員数は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。

### (ロ) 当社の従業員の状況

従業員数 (名)	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
432	21名減	44歳7ヶ月	18年10ヶ月

(注) 上記使用人の他にパートタイマー 76名 (期末在籍者) を雇用しております。

## 11) 主要な借入先の状況 (2026年 3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,422,000
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,117,500
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	920,000

## 2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- 1) 発行可能株式総数 45,000,000株
- 2) 発行済株式の総数 11,320,000株
- 3) 株主数 3,235名 (前期末比236名増)
- 4) 大株主の状況 (上位10名)

株主名	持株数 株	持株比率 %
新生紙パルプ商事株式会社	1,812,200	18.81
昭和ボックス株式会社	1,344,200	13.95
サンエー化研社員持株会	346,000	3.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・昭和ボックス株式会社口)	300,000	3.11
みずほ信託銀行株式会社 (退職給付信託 昭和ボックス株式会社口)	300,000	3.11
株式会社東洋化学	300,000	3.11
山田美千代	119,000	1.23
山本明広	92,500	0.96
有限会社ウエッジ	92,500	0.96
上田八木短資株式会社	92,400	0.95

(注) 1. 当社は、自己株式を1,688,093株保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

2. 持株比率は自己株式 (1,688,093株) を控除して計算しております。

## 5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当事業年度に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

取締役、その他の役員に交付した株式の区別合計

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	20,000株	4名
監査役 (社外監査役を含む)	2,800株	3名

## 6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年11月22日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

- ① 取得理由 株主還元の充実および資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため。
- ② 取得対象株式の種類 当社普通株式
- ③ 当期に取得した株式の総数 67,600株 (2026年3月31日現在)
- ④ 当期の取得価額の総額 38,830,700円 (2026年3月31日現在)
- ⑤ 取得期間 2025年4月1日～2025年4月10日

(注) 当連結会計年度の自己株式の増加数は譲渡制限付き株式の無償取得による増加1,100株を含めると68,700株であります。

(参考)

- 2024年11月22日開催の当社取締役会での決議内容（2024年11月22日公表分）
  - 取得対象株式の種類 当社普通株式
  - 取得し得る株式の総数 1,000,000株（上限）  
東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）による買付け及び東京証券取引所における市場買付け（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 9.5%）
  - 株式の取得価額の総額 600,000,000円（上限）
  - 取得期間 2024年11月25日～2025年10月31日
- 上記取締役会決議に基づき取得した自己株式の累計（2026年3月31日現在）
  - 取得した株式の総数 1,000,000株
  - 取得価額の総額 516,501,700円

（注）自己株式の累計の増加数は譲渡制限付き株式の無償取得による増加1,300株を含めると1,001,300株であります。

### 3. 会社役員に関する事項

#### 1) 取締役及び監査役の氏名等（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	山本明広	
代表取締役社長	櫻田武志	
取締役	山本元	生産部長兼資材部管掌 兼R&Dセンター管掌
取締役	有馬啓介	関西支店長兼関西営業第1部長
取締役	野口隆一	高井総合法律事務所パートナー 弁護士
取締役	宮本貞彦	
常勤監査役	佐藤誠一	東邦樹脂工業㈱監査役 シノムラ化学工業㈱監査役 ㈱ネスコ監査役
監査役	井上眞樹夫	新生紙パルプ商事㈱常勤監査役
監査役	湯口毅	昭和パックス㈱取締役営業本部長

- （注）
- 取締役野口隆一氏及び宮本貞彦氏は社外取締役であり、両名を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
  - 監査役井上眞樹夫氏及び湯口毅氏は、社外監査役であります。なお、湯口毅氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
  - 監査役井上眞樹夫氏は、新生紙パルプ商事㈱において監査部長等を歴任され、監査業務に関する相当程度の知見を有しております。
  - 監査役湯口毅氏は、昭和パックス㈱において取締役営業本部長等を歴任され、幅広い見識を有しております。

## 2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の会社法上の取締役及び監査役並びに当社が採用する執行役員制度上の執行役員であり、年間保険料の10%相当を役員が負担しております。当該保険契約により、会社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、株主または第三者から損害賠償請求された場合に、役員が被る損害が補填されることとなります。

## 3) 取締役の報酬等の決定方針

### 基本方針

- 1) 報酬は年間総額170,000千円（うち社外取締役分は年額20,000千円以内。ただし使用人分給与は含まない。）の範囲内とします。  
※2025年6月26日開催 第116期定時株主総会において決議
- 2) 上記の報酬の額とは別枠として、取締役（社外取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式による株式報酬を年間総額30,000千円の範囲内、譲渡制限付株式の付与総数年間50千株の範囲内で支給します。  
※2025年6月26日開催 第116期定時株主総会において決議
- 3) 役員退職慰労金  
2025年6月26日開催の第116期定時株主総会において重任された取締役に對しては、本総会の時までのそれぞれの在任期間に応じた役員退職慰労金を退任時に一括で支給します。  
※2025年6月26日開催 第116期定時株主総会において決議
- 4) 個別支給額の算出は、原則として取締役会で決議した内規（以下「本内規」）に従って行います。

### 個別支給額の決定方法

具体的な決定は下記のように行います。

- 1) 年俸  
年俸は月額報酬と賞与で構成されます。（但し、社外取締役は月額報酬のみとしています。）月額報酬は、本内規に従って、役位、在任期間に則して計算し、個別報酬が決まります。賞与は、月額報酬と同様に、本内規に従って、役位、在任期間に則した個別報酬を算出した上で、対象期間の業績に応じて変動させることとしております。変動額は、透明性・客観性を維持するため、対象期間の業績に応じて取締役会で協議のうえ、取締役会決議により、個別支給額を決定しております。なお、決定に際しては、従業員賞与との整合性等も判断要素に加えております。また、業績連動報酬制度は採用しておりませんが、本内規では、上記のとおり賞与について対象期間の業績に応じて変動させる仕組みとしているほか、会社業績、各取締役の評価を年俸の改定、役位の昇任に反映させる仕組みとしております。

## 2) 株式報酬

取締役（社外取締役を除く。）が、当社の株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を一層高めることを目的として、譲渡制限付株式を付与します。

株式報酬は、各取締役の月額報酬、役員並びに在任期間に即して計算し、取締役会で決定された金銭報酬債権支給額に応じて、割当株式数を定める仕組みとしております。

対象取締役に対し、取締役会決議に基づき、毎事業年度において金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、当社普通株式の割当てを受けます（自己株式の処分の方法により割当てます。）。

譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の割当日から対象取締役が取締役会で定める地位を喪失する日までとします。

## 4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	対象となる 役員の員数 (名)	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			固定報酬	業績連動 報酬	非金銭 報酬等
取 締 役 (うち社外取締役)	7 (2)	90 (6)	82 (6)	— (—)	8 (—)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	14 (0)	14 (0)	— (—)	1 (0)
合 計	10 (4)	105 (6)	96 (6)	— (—)	9 (0)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記には、2025年6月26日開催の第116期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、2025年6月26日開催の第116期定時株主総会において、金銭報酬限度額を年額170百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内。ただし使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
また、金銭報酬とは別枠で、2025年6月26日開催の第116期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対して、非金銭報酬等としての譲渡制限付株式付与を、年額30百万円以内、発行又は処分される当社の普通株式の総数年5万株以内と決議いただいております。  
当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は2名）であります。
4. 監査役の報酬限度額は、1996年6月27日開催の第87期定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。  
また、金銭報酬とは別枠で、2025年6月26日開催の第116期定時株主総会において、監査役（社外監査役を含む。）に対して、非金銭報酬等としての譲渡制限付株式付与を、年額10百万円以内、発行又は処分される当社の普通株式の総数年1万株以内と決議いただいております。  
当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は2名）であります。
5. 当社定款において定められた取締役の員数は8名以内、監査役の員数は4名以内であります。
6. 各取締役への個別報酬については、取締役の報酬等の決定方針に基づき、取締役会決議により決定しております。
7. 固定報酬には、当事業年度の賞与引当金と役員退職慰労金の引当金繰入額を含んでおります。
8. 2025年6月26日開催の第116期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、同制度廃止までの在任期間に対応した役員退職慰労金をそれぞれの退任時に支給することを同総会で決議いたしました。なお、当事業年度において退任した取締役1名に対して上記に基づき支給した役員退職慰労金18百万円は、上記金額に含まれておりません。

## 5) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役野口隆一氏及び宮本貞彦氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

## 6) 社外役員に関する事項

- (イ) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
取締役野口隆一氏は高井総合法律事務所のパートナー弁護士であります。  
高井総合法律事務所は、当社の顧問弁護士事務所であります。  
監査役井上眞樹夫氏は新生紙パルプ商事(株)の常勤監査役であります。  
新生紙パルプ商事(株)は当社の主要株主であり取引先であります。  
監査役湯口毅氏は昭和パックス(株)の取締役営業本部長であります。  
昭和パックス(株)は当社の主要株主であり取引先であります。

- (ロ) 当事業年度における主な活動状況  
取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会 (12回開催)		監査役会 (7回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 野口隆一	12回	100%	—	—
取締役 宮本貞彦	12回	100%	—	—
監査役 井上眞樹夫	12回	100%	7回	100%
監査役 湯口毅	12回	100%	7回	100%

- (注) 野口隆一氏及び宮本貞彦氏は開催された取締役会に100%出席いたしました。取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。  
井上眞樹夫氏及び湯口毅氏は、開催された取締役会に100%出席し、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。  
また、井上眞樹夫氏及び湯口毅氏は、開催された監査役会に100%出席し、監査の方法その他の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行っております。

## 4. 会計監査人の状況

### 1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### 2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社が支払うべき報酬等の額	
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	32,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
3. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬3,000千円を支払っております。

### 3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、法令及び基準等が定める会計監査人の独立性及び信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任または不再任の決定を行います。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

---

以上のご報告における記載金額及び株式数は表示単位未満を切り捨てにより表示しております。

## 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>21,732,893</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>11,932,826</b>
現金及び預金	6,005,736	支払手形及び買掛金	2,678,838
受取手形	87,992	電子記録債務	3,150,546
売掛金	5,870,065	短期借入金	3,810,000
電子記録債権	4,617,886	1年内返済予定長期借入金	249,000
商品及び製品	1,880,551	リース債務	34,485
仕掛品	1,982,372	未払金	802,220
原材料及び貯蔵品	1,177,393	未払法人税等	181,898
その他	127,376	契約負債	8,431
貸倒引当金	△ 16,480	賞与引当金	464,315
<b>固 定 資 産</b>	<b>17,105,082</b>	役員賞与引当金	7,350
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>6,783,342</b>	設備支払手形	4,490
建物及び構築物	2,500,330	営業外電子記録債務	85,103
機械装置及び運搬具	1,507,075	その他	456,146
土地	2,462,672	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,659,469</b>
リース資産	230,204	長期借入金	598,500
建設仮勘定	19,768	リース債務	217,025
その他	63,291	繰延税金負債	1,781,699
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>691,746</b>	役員退職慰労引当金	13,191
のれん	396,520	退職給付に係る負債	736,358
技術関連資産	240,097	資産除去債務	132,989
その他	55,129	その他	179,705
<b>投資その他の資産</b>	<b>9,629,992</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>15,592,295</b>
投資有価証券	7,327,366	<b>純 資 産 の 部</b>	
退職給付に係る資産	2,089,346	<b>株 主 資 本</b>	<b>18,189,543</b>
その他	213,279	資本金	2,176,000
<b>資 産 合 計</b>	<b>38,837,975</b>	資本剰余金	2,246,635
		利益剰余金	14,563,734
		自己株式	△ 796,827
		その他の包括利益累計額	4,105,428
		その他有価証券評価差額金	3,484,784
		為替換算調整勘定	14,848
		退職給付に係る調整累計額	605,795
		<b>非支配株主持分</b>	<b>950,708</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>23,245,680</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>38,837,975</b>

## 連結損益計算書

〔2025年4月1日から  
2026年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		30,358,082
売 上 原 価		26,168,877
売 上 総 利 益		4,189,205
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,351,853
営 業 利 益		837,351
営 業 外 収 益		268,213
受 取 利 息	2,014	
受 取 配 当 金	153,735	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	27,844	
作 業 く ず 売 却 益	30,804	
ク レ ー ム 収 入	5,823	
補 助 金 収 入	8,648	
為 替 差 益	12,500	
そ の 他	26,842	
営 業 外 費 用		83,945
支 払 利 息	63,196	
固 定 資 産 除 却 損	13,453	
そ の 他	7,295	
経 常 利 益		1,021,619
特 別 利 益		18,816
投 資 有 価 証 券 売 却 益	18,816	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,040,436
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	204,739	
法 人 税 等 調 整 額	△ 154,253	50,485
当 期 純 利 益		989,950
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		32,589
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		957,360

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>18,238,868</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>10,577,297</b>
現金及び預金	4,640,309	支払手形	22,312
受取手形	85,540	電子記録債務	3,182,155
電子記録債権	4,080,858	買掛金	2,097,427
売掛金	5,506,828	短期借入金	3,460,000
商品及び製品	1,487,133	1年内返済予定長期借入金	214,000
仕掛品	1,568,147	リース債務	32,588
原材料及び貯蔵品	796,901	未払金	658,549
前払費用	74,588	未払法人税等	91,347
その他	14,071	契約負債	3,951
貸倒引当金	△ 15,510	未払費用	58,928
<b>固 定 資 産</b>	<b>15,506,238</b>	預り金	17,149
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>4,847,031</b>	賞与引当金	362,370
建物	1,844,933	役員賞与引当金	4,850
構築物	154,488	営業外電子記録債務	66,864
機械及び装置	1,123,585	設備支払手形	4,490
車輛運搬具	8,957	その他	300,314
工具器具備品	50,897	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,084,545</b>
土地	1,415,941	長期借入金	588,500
リース資産	228,460	リース債務	217,025
建設仮勘定	19,768	繰延税金負債	1,451,598
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>681,318</b>	退職給付引当金	555,323
のれん	396,520	資産除去債務	92,393
技術関連資産	240,097	その他	179,705
ソフトウェア	578	<b>負 債 合 計</b>	<b>13,661,843</b>
販売権	35,000	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他	9,122	<b>株 主 資 本</b>	<b>16,601,650</b>
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>9,977,888</b>	資本金	2,176,000
投資有価証券	7,172,635	資本剰余金	2,144,801
関係会社株式	1,304,200	資本準備金	2,098,559
関係会社出資金	52,000	その他資本剰余金	46,241
長期前払費用	109,059	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>13,077,676</b>
前払年金費用	1,272,120	利益準備金	335,983
その他	67,872	その他利益剰余金	12,741,692
<b>資 産 合 計</b>	<b>33,745,106</b>	圧縮積立金	18,571
		別途積立金	10,000,000
		繰越利益剰余金	2,723,121
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△ 796,827</b>
		評価・換算差額等	3,481,611
		その他有価証券評価差額金	3,481,611
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>20,083,262</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>33,745,106</b>

## 損 益 計 算 書

〔2025年4月1日から  
2026年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		29,768,490
売 上 原 価		26,446,076
売 上 総 利 益		3,322,414
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,805,184
営 業 利 益		517,230
営 業 外 収 益		257,555
受 取 利 息	1,928	
受 取 配 当 金	182,120	
作 業 く ず 売 却 益	21,636	
ク レ ー ム 収 入	9,144	
補 助 金 収 入	1,448	
為 替 差 益	12,500	
そ の 他	28,778	
営 業 外 費 用		80,186
支 払 利 息	57,410	
固 定 資 産 除 却 損	13,453	
そ の 他	9,322	
経 常 利 益		694,599
特 別 利 益		18,816
投 資 有 価 証 券 売 却 益	18,816	
特 別 損 失		72,314
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	72,314	
税 引 前 当 期 純 利 益		641,101
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	86,661	
法 人 税 等 調 整 額	△ 146,230	△ 59,569
当 期 純 利 益		700,671

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社サンエー化研

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 鈴木 登樹男

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 歌 健 至

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サンエー化研の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サンエー化研及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社サンエー化研

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴木 登樹男
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 歌 健 至

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サンエー化研の2025年4月1日から2026年3月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第117期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月25日

株式会社サンエー化研 監査役会

常勤監査役 佐藤 誠一 (印)

社外監査役 井上 眞樹夫 (印)

社外監査役 湯口 毅 (印)

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要政策の一つとして位置づけており、安定配当の維持を基本としながら、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案し、第117期の剰余金の処分を以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 株主に対する配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金9円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、86,687,163円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2026年6月26日といたしたいと存じます。  
なお、中間配当金として1株につき金9円をお支払いしておりますので、年間配当金は金18円となります。

## 第2号議案 取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役山本明広氏が辞任されますので、取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者伊澤正猛氏は、山本明広氏の後任として選任されますので、その任期は当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
伊 澤 正 猛 (1973年2月8日)	1996年4月 当社入社 2023年4月 R&Dセンター所長 2024年10月 掛川工場長兼製造部長兼R&Dセンター所長 2025年6月 執行役員掛川工場長兼製造部長兼R&Dセンター所長 2025年10月 執行役員袋井工場長兼製造部長(現任)	4,200株

1. 新任の取締役候補者であります。
2. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。  
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は次のとおりであり、永井勉氏は監査役佐藤誠一氏の補欠、清水貴雄氏は社外監査役井上眞樹夫氏及び湯口毅氏の補欠であります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
①	なが い つとむ 永井 勉 (1963年11月6日)	1988年4月 ㈱岡本入社 (現・新生紙パルプ商事㈱) 2008年4月 同社 機能材料部長 2012年4月 同社 工業機能材部長 2014年4月 同社 化成品一部長 2021年4月 当社入社 東京営業第3部長 2021年10月 管理本部長兼人事総務部長 2023年4月 管理本部長 2023年6月 執行役員管理本部長(現任)	5,200株
②	しみず たか お 清水 貴雄 (1970年5月23日)	1994年3月 昭和ボックス㈱入社 2015年3月 同社 亀山工場長 2019年3月 同社 総務人事部長 2021年6月 同社 執行役員総務人事部長 2022年6月 同社 執行役員管理本部長兼 総務人事部長 2023年6月 同社 取締役管理本部長兼 総務人事部長(現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 清水貴雄氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 清水貴雄氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、昭和ボックス㈱の工場長及び総務人事部長を歴任され、幅広い見識を有しており、当社の監査体制の強化に活かしていただきたいためです。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりです。補欠監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

